

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）331条1項及び72条の68第1項並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法10条の各規定に基づく差押処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税（以下併せて「地方法人各税」という。）に係る各滞納金（以下、別紙1「滞納金額内訳一覧表」の符号に従い「滞納金1」などといい、併せて「本件各滞納金」という。各滞納金の処理経過は、別紙2「処理経過一覧表」のとおり）を徴収するために、請求人に対して行った差押処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法であると主張している。

- (1) 平成28年度から29年度までの法人住民税（均等割、税割）及び法人事業税特別税の合計30,045,000円及び加算金額6,512,400円は、更正日である平成29年10月26日から満5年の消滅時効が完成しており、東京都からの時効中断事由もない。したがって、本件処分は違法処分である。
- (2) 差押えのため搜索したが、差し押さえるべき財産がないために差押えができなかった場合においても、その搜索に着手したときに時効中断の効力が生じる。この場合、その搜索が第三者の住居等につきされたものである場合は、捜査した旨を搜索調書の謄本等を納税者に対して通知したときに限り、時効中断の効力が生じる。

搜索場所は、〇〇〇〇及び〇〇〇の個人住所（〇〇区〇〇）につき

なされた。弁護士法人の事務所は別の場所(〇〇区〇〇)に存在した。東京都は、平成30年4月17日、搜索調書の謄本等を納税者である請求人に対して通知した事実はないので、時効中断の効力はない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年12月21日	諮問
令和6年 3月 6日	審議(第87回第3部会)
令和6年 5月14日	審議(第88回第3部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法人都民税の督促・滞納処分

ア 法人都民税に関する法の規定

法734条2項2号は、都は、その特別区の存する区域内において、法人に対し、都民税を課するものとする(この場合、同条3項により、法第3章第1節の規定が準用される。)

イ 督促

法329条1項は、法人の都民税の納税者が納期限(法321条の11の規定による更正又は決定があった場合においては、不足税額の納期限をいい、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)までに法人の都民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、都の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないとしている。

ウ 滞納処分

法331条1項は、法人の都民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督

促に係る法人の都民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき（1号）は、都の徴税吏員は、当該法人の都民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとしている。

同条6項は、法人の都民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとしている。

(2) 事業税の督促・滞納処分

ア 事業税に関する法の規定

法734条1項は、都は、その特別区の存する区域において、事業税を課するものとする（この場合、法1条2項により、道府県に関する法の規定が準用される。）。

イ 督促

法72条の66第1項は、納税者が納期限（法人の行う事業に対する事業税について更正又は決定があった場合においては、不足税額の納期限をいう。）までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、都の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないとしている。

ウ 滞納処分

法72条の68第1項は、事業税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る事業税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき（1号）は、都の徴税吏員は、当該事業税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとしている。

同条6項は、事業税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとしている。

(3) 地方法人特別税

地方法人特別税等に関する暫定措置法10条は、地方法人特別税の賦課徴収は、同法8条及び16条に定めるものを除くほか、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとしている。

(4) 国税徴収法における用語の定義

国税徴収法2条は、同法における用語の意義は、次に定めるところによるとしている。

ア 納税者

国税に関する法律の規定により国税を納める義務がある者及び源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう（6号）。

イ 滞納者

納税者でその納付すべき国税をその納付の期限までに納付しないものをいう（9号）。

(5) 国税徴収法における滞納処分・搜索

滞納処分及び搜索に関連する国税徴収法の規定は、次のとおりである（以下、国税徴収法において「徴収職員」とあるものは「徴税吏員」とするほか、必要な読替えを行っている。）。

ア 国税徴収法54条は、徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が債権であるとき（2号）は、その謄本を滞納者に交付しなければならないとしている。

イ 国税徴収法62条は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行うと規定し（1項）、同項の差押の効力は債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずるとしている（3項）。

ウ 国税徴収法63条は、徴税吏員は、債権の全額を差し押さえる必要がないと認めるときは、その一部を差し押さえることができるとしている（ただし書）。

エ 国税徴収法142条は、徴税吏員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができるとし（1項）、徴税吏員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができるとしている（2項）。

（ア） 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき（1号）。

（イ） 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき（2号）。

なお、国税徴収法基本通達（昭和41年8月22日付国税庁長官通達）第142条関係・6は、搜索ができる「場所」には、滞納者が使用し、又は使用していると認められる住居、事務所、営業所、

工場、倉庫等の建物のほか、間借り、宿泊中の旅館の部屋等があるとしている。

(6) 地方税の時効

地方税法（平成29年法律第45号による改正（令和2年4月1日施行）前のもの。以下「改正前地方税法」という。）18条1項は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ定める日）の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅するとし、同条2項は、同条1項の場合には、時効の援用を要しないとしている。また、同条3項は、地方税の徴収権の時効については、別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用するとしている。

ア 改正前地方税法17条の5第2項又は同法17条の6第1項1号、2号若しくは4号若しくは同条3項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金（改正前地方税法18条1項1号）

改正前地方税法17条の5第2項の更正若しくは決定があった日又は同法17条の6第1項1号の裁決等があった日、同項2号の決定、裁決若しくは判決があった日若しくは同項4号の更正若しくは決定があった日若しくは同条3項各号に定める日

イ 督促手数料又は滞納処分費（改正前地方税法18条1項2号）

その地方税の徴収権を行使することができる日

(7) 時効の中断（総論）

民法（平成29年法律第44号による改正（令和2年4月1日施行）前のもの。以下「改正前民法」という。）147条は、請求（1号）、差押え、仮差押え若しくは仮処分（2号）又は承認（3号）によって中断するとしている。

改正前民法155条は、差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じないとしている。

滞納処分として滞納者の財産を差し押さえるべく差押財産を捜索したが、適当な差押物件が見当たらないため捜索調書を作成して引き揚げたことが認められるときは、差押に着手したものというべきであって、差し押さえるべき物件がなく執行不能となっても、時効中断の効力を

生ずると解されている（大阪高等裁判所昭和34年12月7日判決・税務訴訟資料29号1333頁）。

国税徴収法基本通達（令和2年4月1日付徴徴6-4国税庁長官通達「国税徴収法基本通達」の一部改正について（法令解釈通達）による改正前のもの。以下同じ。）第142条関係・11は、差押えのため搜索をしたが、差し押さえるべき財産がないために差押えができなかった場合は、その搜索に着手した時に時効中断の効力が生ずる（昭和34年12月7日大阪高裁判決参照）とし、この場合において、国税徴収法142条2項の規定により第三者の住居等を搜索したときは、搜索をした旨を搜索調書の謄本等により滞納者に対して通知しなければ、時効中断の効力を生じない（国税通則法72条3項、改正前民法155条）としている。

なお、民法の平成29年法律第44号による改正附則10条2項は、施行日前に改正前民法147条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるこの事由の効力については、なお従前の例によるとしている。

(8) 地方税の時効の中断及び停止

改正前地方税法18条の2第1項は、地方税の徴収権の時効は、次に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、それぞれ次に定める期間を経過した時から更に進行するとしている。

ア 納付又は納入に関する告知（1号）

その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間

イ 督促（2号）

督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して10日を経過した日（同日前に改正前地方税法13条の2第1項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間

(9) 課税徴収権の引継ぎ・滞納処分に係る権限

徴収金の賦課徴収に関する事項は、東京都知事から都税事務所長又は支庁長に委任されているが（東京都都税条例（昭和25年東京都条例56号）4条の3第1項）、そのうち、納税者又は特別徴収義務者の都税に係る未納の徴収金のうち東京都知事において徴収することが適当であると認める徴収金の徴収に関する事項については除外されて

いる（同項6号及び東京都都税条例施行規則（昭和25年東京都規則126号）3条1号）。

2 本件処分についての検討

(1) 事実の整理・認定

これを本件についてみると、次の各事実が認められる。

ア 滞納金1について平成29年3月23日に、滞納金2から滞納金4までについて平成29年12月11日に、本件課税庁は請求人に対して各督促状を発付したが（別紙2・番号1から番号4までの督促状発付日欄）、各督促状の発付日から起算して10日を経過しても完納されなかった。

イ 平成30年4月17日、課税庁職員は、請求人前代表者から、請求人前代表者宅を請求人の連絡事務所として使用していることを聴取した。そこで、滞納処分吏員は、請求人前代表者宅を滞納者の「住居その他の場所」（国税徴収法142条1項）と認定した上で、滞納金1から滞納金4までについて、請求人前代表者を立会人として、請求人前代表者宅の捜索を行ったが、差し押さえるべき財産は発見できなかった。そして、滞納処分吏員は、請求人前代表者に本件捜索調書（謄本）を交付し、請求人前代表者は、本件捜索調書（謄本）を受領したとして、本件捜索調書に、同日の日付の記入、請求人前代表者の署名及び押印をした。

ウ 滞納金5について、平成30年5月1日、本件課税庁は請求人に対して督促状を発付したが（別紙2・番号5の督促状発付日欄）、督促状の発付日から起算して10日を経過しても完納されなかった。

エ 本件各滞納金に係る徴収権を本件課税庁から引き継いだ処分庁は、令和4年11月4日、本件各差押債権を差し押さえた（本件処分）。なお、本件差押調書（謄本）が不達により請求人に届かなかつたため、処分庁は、請求人清算人に改めて送付し、本件差押調書（謄本）は請求人清算人に到達した。

(2) 審査会の判断

地方法人各税に係る滞納金について督促状が発せられた日から起算して10日を経過した日までに当該滞納金が完納されないときは、徴税吏員は、当該滞納金について滞納者の財産を差し押さえなければならぬとされているところ（上記1・(1)・ウ、同・(2)・ウ及び同・(3)）、本件各滞納金に係る督促状を発付した日から起算して10日を

経過しても本件各滞納金が完納されなかったことから（上記(1)・ア及びウ）、処分庁は、本件各差押債権を差し押さえ（本件処分。上記(1)・エ）、差押調書（謄本）を請求人清算人に送付したことが認められる（同）。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適正に行われており、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第3のとおり、本件各滞納金は、満5年の消滅時効が完成しているから、本件処分は違法であると主張する。

本件各滞納金は、いずれも改正前地方税法18条3項の規定により準用する民法が改正される前に課税されたものであるため、改正前の各法律に基づき、以下、検討する。

地方税の徴収権に係る時効は、法定納期限の翌日又は更正があった場合は更正日の翌日が起算日となっている（上記1・(6)）。

滞納金1は、平成29年3月23日に督促状が発付されており、同日から起算して10日を経過した日まで、つまり同年4月3日に時効が中断した（上記1・(8)・イ参照）。この結果、滞納金1の時効期間は、同日の翌日から起算して5年間、つまり、令和4年4月3日までとなる。

督促状の発付後である平成30年4月17日に、滞納処分吏員が国税徴収法に基づく搜索を実施し、本件搜索調書（謄本）を当時の請求人の代表者（請求人前代表者）に交付したため（上記2・(1)・イ）、同日、再度時効は中断している（上記1・(7)参照）。この結果、滞納金1の時効期間は、同日の翌日から起算して5年間、つまり、令和5年4月17日までとなり、本件処分の時点である令和4年11月4日には時効は成立していない。

滞納金2から滞納金4までについては、更正があった日（平成29年10月26日）の翌日から起算して5年間徴収権を行使しなければ時効となるところ、滞納金1と同様に本件搜索により時効が中断しており、本件処分時点で時効は成立していない。

滞納金5については、平成30年5月1日に督促状が発付されたことから（上記2・(1)・ウ）、時効が中断し、同日から起算して「10日を経過した日までの期間」（上記1・(8)・イ）を経過した時から更に時効が進行しているのであるから、本件処分時点で時効は成立して

ない。

よって、本件各滞納金の徴収を目的とする徴収権の時効は成立していない。

- (2) また、請求人は、搜索が第三者の住居等についてされたものである場合は、搜索した旨を搜索調書の謄本等を納税者に対して通知したときに限り、時効中断の効力が生じるところ、搜索場所は、請求人の事務所とは別の場所である請求人前代表者宅であり、事務所は別の場所に存在したから、また、搜索調書の謄本等を納税者である請求人に対して通知した事実はないから、時効は中断していないと主張している。

しかし、本件搜索時において、登記上、請求人の主たる事務所は、〇〇区〇〇に所在するものとされていたものの、課税庁は、同所の不動産の賃貸借契約は終了し、請求人が既に退去させられていることを確認しているとともに、請求人前代表者の申述内容からしても（上記2・(1)・イ）、同所が「第三者の住居等」であるとする請求人の主張は認めることはできない。

そして、国税徴収法142条1項の「滞納者の」住居等は、滞納者が使用し、又は使用していると認められる場所をいうところ（上記1・(5)・エ）、請求人名義で所有、賃借していない請求人前代表者宅であるとしても、連絡事務所として使用していることからすれば（上記2・(1)・イ）、「滞納者の」住居等に当たるといふべきである。

よって、本件搜索は、「第三者の」住居等（同条2項）に対してなされたものではなく、「滞納者の」住居等（同条1項）に対してなされたものというのが相当であって、請求人の主張は前提を欠いている。

- (3) 以上、請求人のいずれの主張も、本件処分を取り消すべき理由とはならない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙 1 及び別紙 2 (略)